

## 産業廃棄物とは…

「事業活動に伴って生じた廃棄物」の中で法令で定める20種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物は法令で定められている「保管」、「収集・運搬」、「再生」、「処分」、「委託」の基準に従って適正な処理を行わなければなりません。市の処理施設には搬入できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなどしてください。

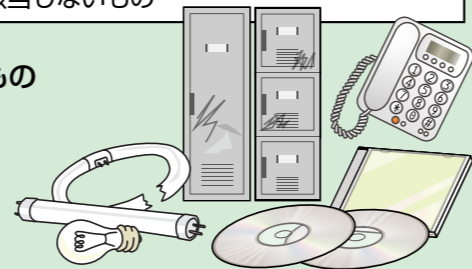


### 【産業廃棄物の種類】

| 区 分  | 具 体 例                 |   |
|--|-----------------------|---|
| 全<br>て<br>の<br>業<br>種<br>に<br>か<br>か<br>る<br>廃<br>棄<br>物 | ①廃プラスチック類             | ビニールシートくず、合成繊維くず、廃タイヤ、全ての廃プラスチック類                                     |
|  | ②ゴムくず                 | 天然ゴムくず  |
|  | ③金属くず                 | 鉄鋼、非鉄金属の切削くず等全ての金属  |
|  | ④ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず | ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、石膏ボード等のくず                |
|  | ⑤がれき類                 | 工作物の除去に伴って生ずるコンクリート破片、アスファルト破片等                                       |
|  | ⑥燃え殻                  | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物等   |
|  | ⑦汚泥                   | 下水道汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥、製造・廃水処理で出る汚泥等                                      |
|  | ⑧廃油                   | 廃潤滑油、廃切削油、動植物系廃油等の全ての廃油   |
|  | ⑨廃酸                   | 廃硫酸、廃塩酸等全ての酸性廃液   |
|  | ⑩廃アルカリ                | 苛性ソーダ廃液、アルカリ性メッキ廃液等全てのアルカリ性廃液   |
|  | ⑪鉱さい                  | 高炉、転炉、電気炉等の鉱さい（スラグ）、廃鋳物廃砂等  |
|  | ⑫ばいじん                 | ばい煙発生施設等の集じん機ダスト等   |
| 特<br>定<br>の<br>業<br>種<br>に<br>か<br>か<br>る<br>廃<br>棄<br>物 | ⑬紙くず                  | 建設業（工作物の建設又は除去）、紙製造業、製本業、出版業から排出される紙くず                                |
|  | ⑭木くず                  | 建設業（工作物の建設又は除去）、木材又は木製品業から排出される木くず<br>物品賃貸業に係わる木くず、貨物の流通のために使用したパレット等 |
|  | ⑮繊維くず                 | 建設業（工作物の建設又は除去）、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず                             |
|  | ⑯動植物性残さ               | 食品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物  |
|  | ⑰動物のふん尿               | 畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿  |
|  | ⑱動物の死体                | 畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体   |
|  | ⑲動物系固形不要物             | と畜場等から排出される獣畜および食鳥に係る固形状の不要物  |
| ⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの                |                       |   |

### ※事業者が排出する場合、「産業廃棄物」としての取扱いとなる主なもの

- ・プラスチック製品（プラスチック箱、発泡スチロール等）
- ・商品を梱包していたビニール袋や梱包用のPPベルト
- ・蛍光灯、電球、ガラス製品（ジョッキ、窓ガラス等）、陶器製品（皿等）
- ・看板や標識等（プラスチック・金属・ガラス・陶器製）
- ・スチール製の机、椅子、棚等



産業廃棄物の収集運搬および処理委託先等についての問合せ  
 (一社)秋田県産業資源循環協会 TEL.863-7107

## 本市における事業ごみのご相談・お問合せ先

### 一般廃棄物の受入れに関すること

秋田市総合環境センター  
TEL.839-4816

### 一般廃棄物の分別等に関すること

環境都市推進課  
TEL.888-5708

### 産業廃棄物に関すること

廃棄物対策課  
TEL.888-5713

秋田市環境部環境都市推進課

事業者の皆さまへ

## 事業系一般廃棄物適正処理マニュアル

# 事業系一般廃棄物の減量・資源化と適正処理について



### ◆事業者の責務とメリット

#### ○事業者は、廃棄物の減量に努めなければなりません

事業者は、ごみの減量に努めることが義務づけられています。自ら排出するごみを減らしたり、リサイクルすることはもちろん、自社製品が廃棄される際にごみが出にくいように工夫することも求められています。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項）

#### ○事業者は、廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません

事業者は、自らの廃棄物に対して排出前はもちろん排出後も責任が生じます。ごみは出してしまえば終わりではなく、万が一**不適正処理があった場合は、排出元の事業者も最大3億円以下の罰金等の罰則の対象となることがあります。**

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条から第34条）

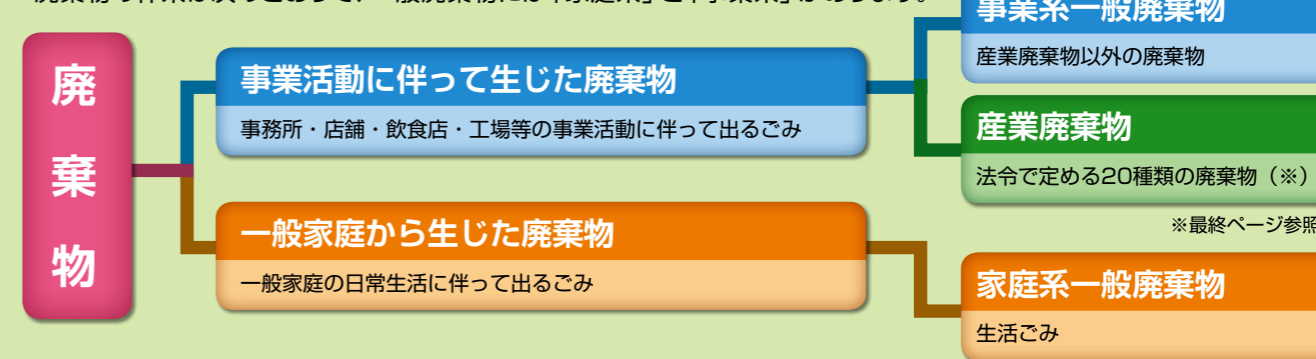
#### ○廃棄物減量のメリット

廃棄物の減量に取り組むことで、様々なメリットがあります。ごみ処理に係わるコストの削減、経営の合理化、一人ひとりが意識を持ち、全員が協力して推し進めることによる職場内の活性化、環境活動に取り組む企業であるとのイメージアップ等が考えられます。

### ◆廃棄物の区分 事業系一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」とされています。

廃棄物の体系は次のとおりで、一般廃棄物には「家庭系」と「事業系」があります。



店舗・事務所・飲食店等から出る事業系一般廃棄物は  
**町内会等のごみ集積所には出せません！**

（秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第17条）



## ◇事業系一般廃棄物とは…

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、事務所や店舗、飲食店、工場等の事業所から排出される産業廃棄物を除く紙くず、厨芥類、木製家具、資源化物等の廃棄物をいいます。家庭系一般廃棄物の分別方法や処理方法とは異なります。

### 事業所等から出る一般廃棄物(事業ごみ)の例



事業所には法人組織の活動や営利・非営利に限らず、学校、工場、事務所、飲食店、商店をはじめ自営業、個人の在宅ワークや各種団体等も含まれます。

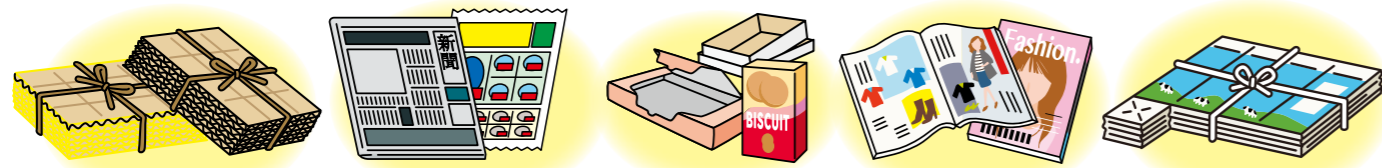
### 資源化物(職員の飲食や嗜好により排出される物等の一般廃棄物)



◎中をすすいでください。 ◎キャップやふたは、「事業ごみ」へ入れてください。  
※上記のものであっても事業形態によっては、産業廃棄物に分類されるものもあります。

### 資源化物(紙を分別することにより資源化が進みます)

#### ダンボール・チラシ・雑誌・雑がみ・OA用紙・紙パック



【古紙類の受入先】 ※自己搬入する場合は必ず事前に連絡してください。

| 業者名              | 所在地            | 電話番号     |
|------------------|----------------|----------|
| (株) 秋田故紙センター     | 寺内字三千刈461      | 823-6852 |
| (株) もっかいトラス秋田営業所 | 土崎港穀保町130-1    | 846-9100 |
| (資) 田口燻一商店       | 卸町二丁目1-11      | 862-7221 |
| (有) 今野商会         | 土崎港西一丁目2-25    | 857-1530 |
| (有) 秋源           | 上北手御所野字雨池通5-15 | 839-7542 |
| 猿田興業(株)          | 川尻町字大川反170-113 | 862-4810 |

【機密書類の受入先】 ※持ち込みする日時などを相談してください。

|               |          |          |
|---------------|----------|----------|
| 日本製紙秋田サポート(株) | 向浜二丁目1-1 | 824-1317 |
|---------------|----------|----------|

【機密・不要文書出張裁断】 ※大型シュレッダー搭載車の訪問処理(有料)

|                     |              |          |
|---------------------|--------------|----------|
| 秋田協同清掃(株)           | 新屋豊町4-30     | 864-7300 |
| ヨコウン(株)オフィスサポートセンター | 御所野湯本五丁目1-13 | 853-5030 |

### 生ごみの再生利用

本市の許可等を受け、生ごみのたい肥化やバイオガス化のリサイクルに取り組んでいる民間事業者がいます。循環型社会の構築のため、生ごみの処理については、これらの事業者をご活用ください。処理の依頼については、以下の事業者へ直接ご相談ください。

| 業者名              | リサイクルの種類 | 所在地            | 電話番号     |
|------------------|----------|----------------|----------|
| 秋田協同清掃(株)        | たい肥化     | 河辺戸島字七曲台120-95 | 864-7300 |
| (株)ナチュラルエナジージャパン | バイオガス化   | 向浜一丁目3-7       | 866-9313 |

## 事業系一般廃棄物の処理方法

事業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

■「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)第3条および「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」第5条に規定する「自らの責任において適正に処理すること」とは、自家処理にとどまらず、処理手数料を負担して市の施設に搬入することや秋田市の一般廃棄物処理業の許可を受けた者へ委託処理することも含まれます。

### 処理方法① 市の許可する業者に収集運搬・処分を委託する。

事業者が処理施設に直接搬入できない場合は、市が許可する「一般廃棄物収集運搬許可業者」に収集運搬を委託してください。この場合も、きちんと分別したうえで、指示された袋で出す必要があります。

また、処理に要する費用を許可業者に支払う必要があります。

※本市一般廃棄物の収集運搬許可を受けていない運送会社等は、収集・運搬ができません。

○事業ごみ(資源化物を除く一般廃棄物)は、「透明または半透明の袋」で出してください。

○資源化物(古紙を除く空き缶・空きびん等)は、「無色透明の袋」で出してください。

#### 【一般廃棄物収集運搬許可業者】

| 業者名             | 所在地                 | 電話番号     |
|-----------------|---------------------|----------|
| 秋田協同清掃(株)       | 新屋豊町4-30            | 864-7300 |
| (有)丸ノ内サービス      | 寺内字大小路207-44        | 845-7099 |
| オクス(株)          | 土崎港相染町字浜ナシ山17-13    | 857-2323 |
| 大洋ビル管理(株)       | 旭北錦町1-14            | 865-0601 |
| (有)田口清掃         | 新屋高美町8-25           | 828-1677 |
| (有)太平           | 濁川字後田36-3           | 868-6838 |
| (有)佐藤清掃社        | 飯島飯田一丁目1-5          | 857-0544 |
| (有)秋田衛生社        | 楯山川口境18-11          | 833-3125 |
| (株)エイビック        | 東通観音前7-3            | 833-3957 |
| (有)武藤清掃サービス     | 上北手百崎字境田143         | 839-0523 |
| (福)秋田県母子寡婦福祉連合会 | 山王四丁目1-2(秋田地方総合庁舎内) | 860-3551 |
| (有)秋田第一清掃       | 外旭川字神田280-18        | 868-0015 |
| (有)エスエス環境       | 仁井田新田二丁目8-23        | 839-6605 |
| (株)東北ビルカンリシステムズ | 大町三丁目3-36           | 862-3251 |
| 長谷部清掃           | 横森三丁目4-25           | 835-3785 |
| 工藤清掃            | 下新城中野字琵琶沼218-2      | 878-4924 |
| (株)河辺清掃社        | 河辺岩見字萱森留見瀬48-1      | 883-2227 |
| 安田興業(有)         | 豊岩石田坂字坂ノ下64         | 828-1133 |
| (株)秋田北部清掃興業     | 土崎港西二丁目10-20        | 845-4405 |

### 処理方法② 事業者が自ら処理する。

【事業者が自分で直接搬入する】

◎搬入場所 秋田市総合環境センター  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1 電話839-4816

※自己搬入する場合は、必ず事前に連絡してください。

搬入の際は、分別したうえで、担当職員の指示する場所へ搬入してください。

◎受付時間 月曜日～土曜日 8:00～16:30(日曜日、祝日、年末年始を除く)

※16:30までに退出できるように早めに搬入してください。

◎処理手数料 10kgごとに117円(空きびん、空き缶、ペットボトルを除く)

※秋田市総合環境センターでは、リサイクルできる古紙類の搬入をお断りしております。

古紙の受入先については、左記をご覧ください。

廃棄物の不法投棄や不法焼却は、法律により罰せられます。